# 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の前倒しについて

**問合せ**／保健予防課新型コロナワクチン事業室（☎303-6313）

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）は、これまで、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方が対象でした。市では、国の方針に基づき、追加接種（3回目接種）のスケジュールの前倒しを行い、接種に必要な書類（接種券一体型予診票、予防接種済証など）を対象者に発送します。

詳細は、順次、市ホームページなどでお知らせします。

**▼国の前倒しの方針**

①医療従事者など、高齢者施設などの入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院などの入院患者は、接種間隔を6か月以上
②65歳以上の高齢者は、接種間隔を7か月以上（令和4年2月以降接種可能）

**▼市の追加接種（3回目接種）のスケジュール**

| 2回目の接種をした時期 | 発送日 | 予約開始日時 |
|---|---|---|
| 6月1日～7月2日 | 1月5日（水） | 1月12日（水）午前10時から |

※上の時期以外に接種した方にも、順次、必要書類を発送します。

**▼追加接種（3回目接種）のワクチンとして武田／モデルナ社製ワクチンが承認されました**

追加接種（3回目接種）では、初回接種（1・2回目接種）で使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチン、武田／モデルナ社製ワクチンのどちらでも安心して接種できます。

# 新型コロナワクチン接種証明書の申請方法について

**問合せ**／保健予防課新型コロナワクチン接種証明書申請デスク（☎291-6671）

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（新型コロナワクチン接種証明書）は、ワクチンを接種したことを国と市が公的に証明するもので、これまで、海外渡航者向けに書面版の接種証明書を発行してきました。12月20日から、スマートフォンによる接種証明書（電子版）と、国内用の接種証明書（書面版）の発行が始まりました。

なお、接種したことを証明する書類として、引続き、接種済証や接種記録書も使用できます。

**▼接種証明書（電子版）の申請方法**

スマートフォンの専用アプリから申請してください。専用アプリは右の二次元コードから入手できます。申請には、マイナンバーカードによる本人確認が必要です。

iOSの方はこちら

Androidの方はこちら

**▼接種証明書（書面版）の申請方法**

申請書に記入し、下の書類を添付のうえ、郵送で、新型コロナワクチン接種証明書申請デスク（〒319-0315内原町1395-1内原庁舎2階）へ。受付後、接種証明書を返信用封筒に同封して郵送します。

| 必要書類 | 必要になる場合がある書類 |
|---|---|
| ①申請書<br>※市役所本庁舎、各出張所、各市民センターにあります。右の二次元コードからも入手できます。<br>②運転免許証など、住所の記載された本人確認書類の写し<br>③返信用封筒　※84円切手貼付、返信先住所記載。<br>④接種券番号がわかるものの写し<br>⑤旅券（パスポート）の旅券番号が記載されているページの写し<br>※海外用接種証明書を申請する場合。 | **旧姓・別姓・別名（英字）の記載を希望する場合**<br>⑥旧姓・別姓・別名（英字）が確認できる本人確認書類の写し<br>**代理人による請求の場合**<br>⑦本人の自署による委任状<br>**接種確認ができない場合**<br>⑧接種済証か接種記録書またはその両方 |